

令和4. 11. 17 参法 仁比聰平（共産）

問7 最高裁の勤務時間把握の取組みについて問う。

答 超過勤務については、職員が事前に管理職員に申告して、管理職員が超過勤務の必要性や緊急性を個別具体的に判断し、実際の超過勤務の状況についても、管理職員が現認することを基本として、（管理職員が不在となる場合には、執務室の鍵の授受簿による確認や、事前申告の内容を踏まえて事後に実績を確認するなどの方法により、）適切な把握に努めているところであるが、最高裁については、（行政府省と同じように他律的な業務が多く、繁忙な状況となっているため、勤務時間管理をより一層充実させるため、）本年4月から、職員の業務端末の使用時間を記録し、これを超過勤務把握の資料とする運用を開始したところである。